

判定士だより

KANAGAWA
VOL-18 2011

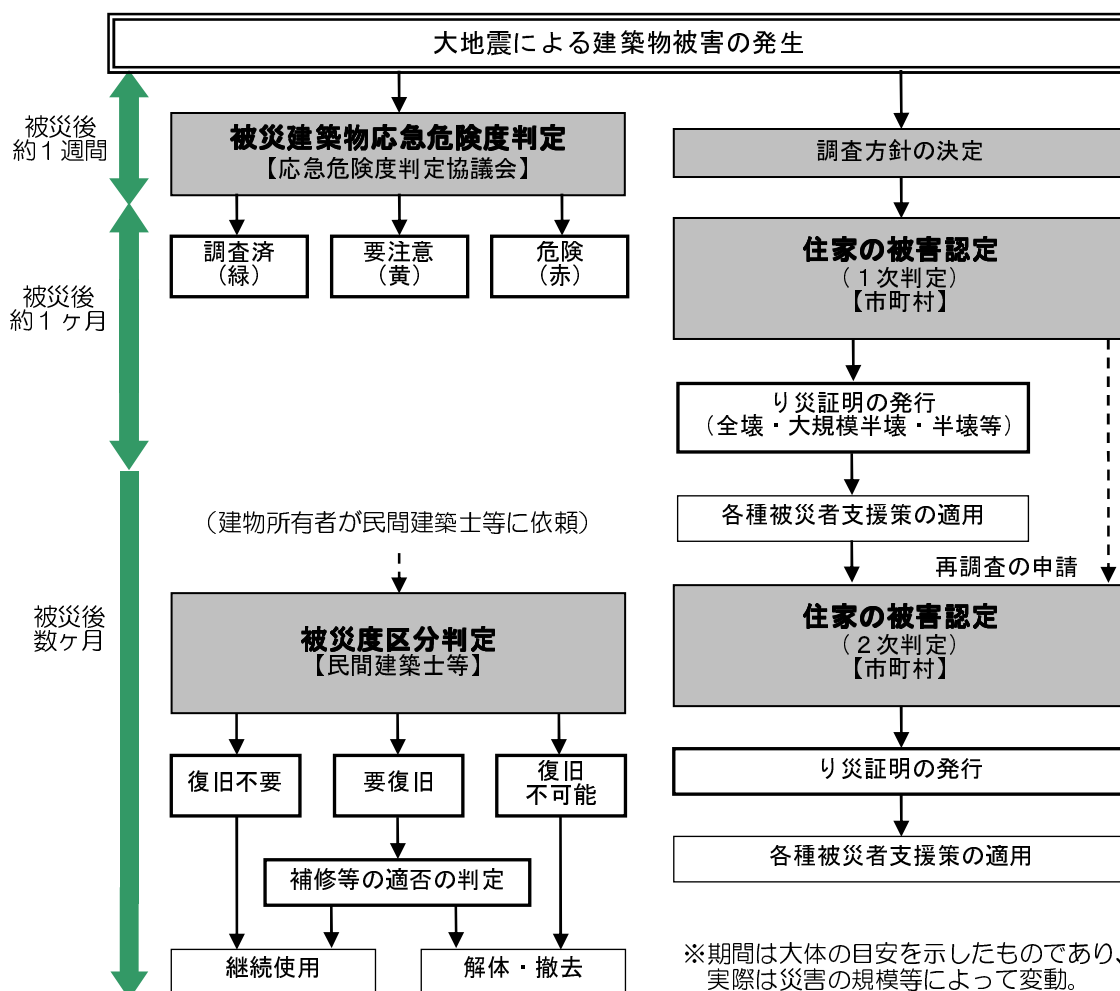


「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	◆ 特集1 地震被災後の建築物判定	・・・ 1
	◆ 特集2 平成22年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 4
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	◆ インフォメーション	・・・ 10

判定士の皆さんが行う応急危険度判定は、地震被災後初めに行う建築物判定です。その判定結果がその後に行われる判定にどのように関係してくるのかご存知でしょうか。そこで、応急危険度判定後に行われる2種類の被災建築物判定「住家の被害認定」と「被災度区分判定」について説明します。

建築物被害調査の流れ



建築物被害調査の比較

名称	被災建築物応急危険度判定	被災度区分判定	住家の被害認定
実施時期	地震直後～2週間程度	地震後3ヶ月～半年	地震後1ヶ月～数ヶ月
実施主体	市町村が実施(都道府県・応急危険度判定協議会が支援)	建物所有者	市町村
判定調査員	応急危険度判定士(行政又は民間建築士等)	民間建築士等	主に行政職員(「り災証明書」発行は行政職員のみ)
目的	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧	住家に係る「り災証明書」の発行、資産的な被害程度を調査
運用基準等	神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱	被災度区分判定基準	災害の被害認定基準 災害に係る住家被害認定基準運用指針
判定内容	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出
判定区分	赤「危険」、黄「要注意」、青「調査済」	「要復旧」、「復旧不可能」等	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知	判定結果を記載した「り災証明書」を被災者に発行

被災度区分判定

兵庫県南部地震では、建築物が公的資産により撤去されましたが、復旧可能な建築物も含まれていたため、地域の復興を阻害したとの指摘がありました。その反省を踏まえ応急危険度判定の次段階として、被災建築物の主に構造躯体に関する被災度の把握と、継続使用のための復旧の要否判定を目的とした「被災度区分判定」があります。

(1) 主な判定対象建築物

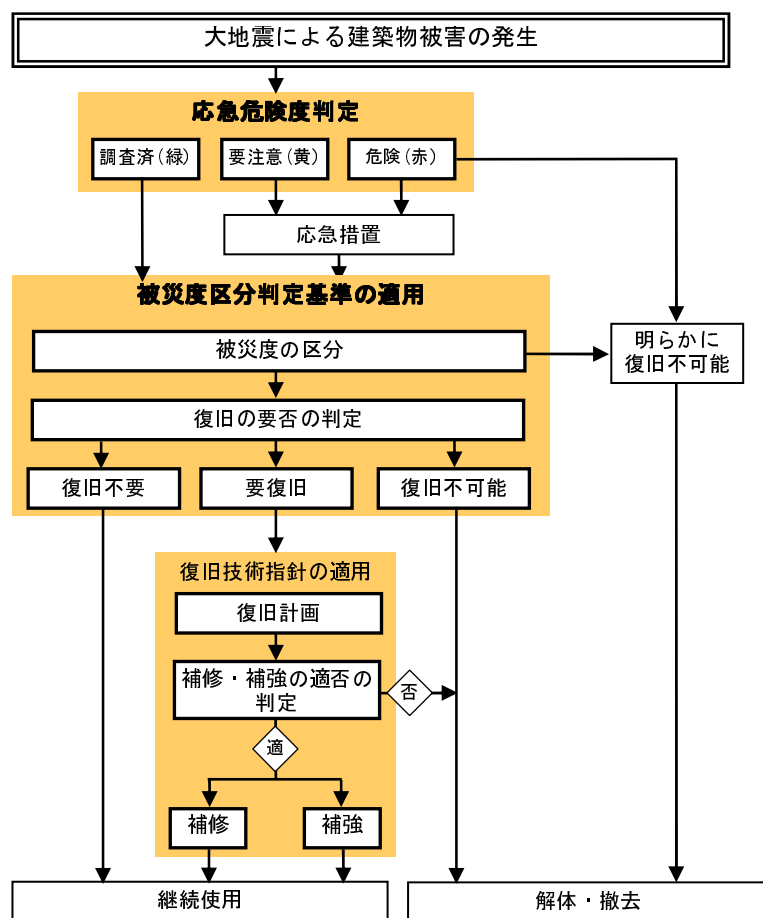
応急危険度判定は外観調査を主体とし地震直後に短時間で行われるため、後に時間をかけて被害調査を実施した場合、判定結果が異なることが考えられます。そのため、応急危険度判定により「危険」あるいは「要注意」と判定された建築物に限らず、「調査済み」と判定された建築物についても原則実施します。

(2) 判定実施者

被災度区分判定は、構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を判定するため、建築構造に関する専門知識が要求されます。そのため、原則として、所定の講習を受けた建築士事務所等の建築構造技術者（1級建築士、2級建築士及び木造建築士等）が判定を行います。

なお、応急危険度判定はボランティアで行うのに対し、被災度区分判定及び復旧計画の作成は、建築士事務所が被災者の依頼を受け、一定の費用を要します。

(3) 復旧手順



「被災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（財）日本建築防災協会より抜粋

住家の被害認定

余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害防止を目的とする「応急危険度判定」に対して、「住家の被害認定」は、災害時の被害状況の把握と、市町村が「り災証明」を発行する判断材料になります。「り災証明」は被害程度の証明であり、どのような被災者支援を受けられるかが決まります。

(1) り災証明書に基づく被災者支援策

通常、り災証明書を添付等要する支援策は次のとおりです。

なお、申請手続き、申請期限及び必要項目等がそれぞれ違います。

- 生活を再建するための支援金給付（被災者生活再建支援法）
- 生活立て直しに資するため災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律）
- 住宅の応急修理・応急仮設住宅の設置等（災害救助法）

(2) 住家の被害の程度と被害認定基準

住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分あります。被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が①又は②のいずれかによって行います。

		全壊	半壊	
			大規模半壊	その他
①損壊基準判定	住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、上記「②損害基準判定（経済的被害）」で判定する場合の具体的な調査方法や判定方法を示しています。

①適用範囲

【想定している住家被害】

- ◆ 地震力が作用することによる住家の損傷
- ◆ 地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷

②調査方法

第1次調査は、外観目視調査により行います。第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施し、原則、申請者の立会いを必要とし、内部立入調査を行います。

③応急危険度判定との関係

- ◆ 外観による判定をする際、応急危険度判定結果を参考として行う場合もあります。

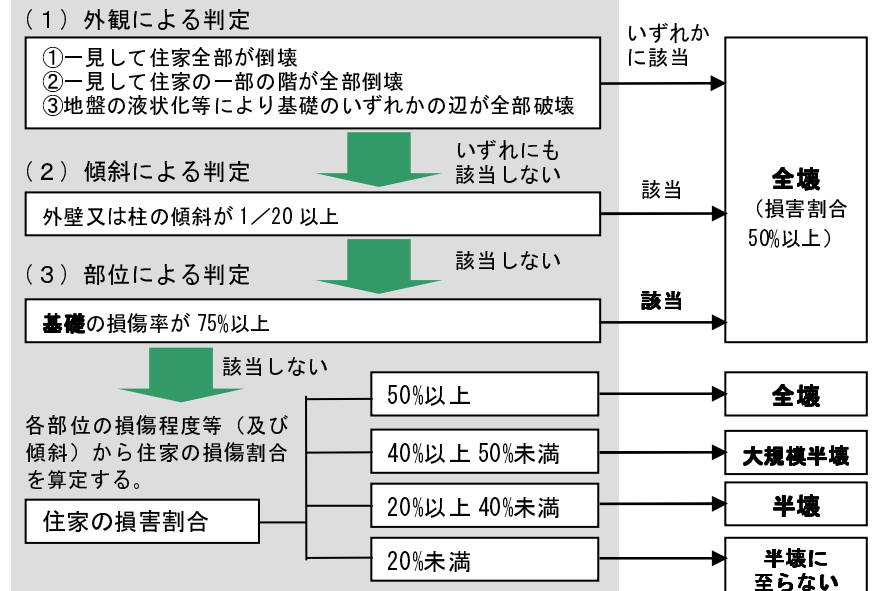
応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより、「一見して危険」と判定
⇒被害認定「全壊」

- ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

- ◆ 市町村が被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度の判定結果を参考にします。

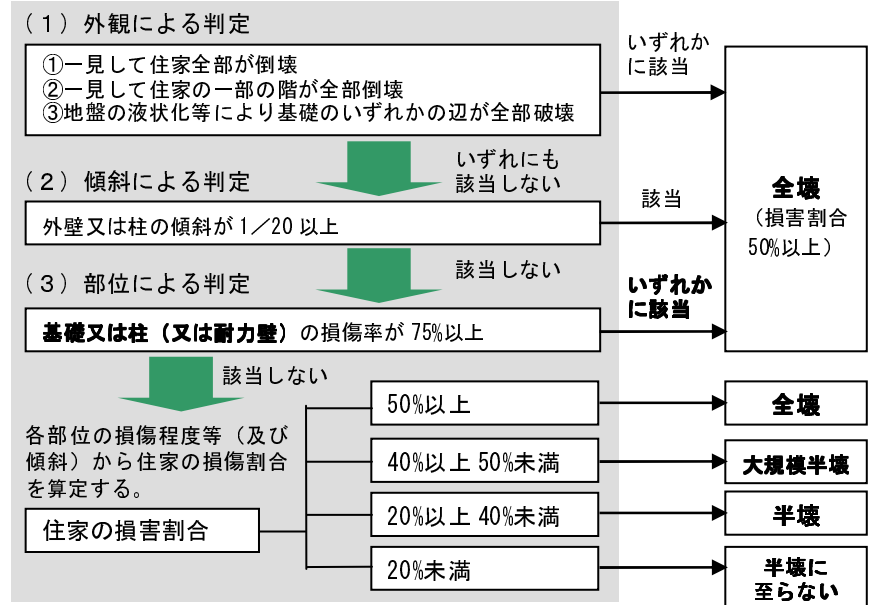
被害認定の流れ（地震による被害 木造・プレハブ）

【第1次調査】判定対象部位：屋根、壁（外壁）、基礎



被災者から申請があった場合

【第2次調査】判定対象部位：屋根、柱、床、外壁、内壁、天井、建具、基礎、設備



【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

「災害に係る住家被害認定基準運用指針（平成21年6月改定）」内閣府防災担当より抜粋

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成22年度は、木造建築物を用いた模擬訓練を、秦野市宮下川原第2住宅（木造平屋）で実施し、民間判定士24名、行政職員判定士24名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練



供試体(建物①)



供試体(建物②)



供試体(建物③)

(1) 判定士の支援要請伝達訓練

平成22年10月19日に、秦野市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。

(2) 判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の10月20日に秦野市保健福祉センターに参集しました。



(3) 受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認、受付簿に登録しました。



(4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



(5) 調査機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向いました。



(6) 判定作業

模擬訓練では、秦野市宮下川原第2住宅(木造平屋)の3棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の本造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

- ①建物概要の把握
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)



地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。



- ②落下危険物の調査・転倒危険物の調査



安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。



- ③隣接建物、周囲地盤状況の把握



周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。



- ④構造躯体の不同沈下の確認



傾斜した建物が、自重を支える能力があるかどうかを調査しましょう。



⑤ 損傷した壁の長さを調査



調査を実施した壁の全長に対する割合を出します。



⑥ 調査結果のまとめ、コメントの記入

⑦ 判定標識の貼付



コメントは調査表と同じものを記入しましょう。



(7) 調査機材の返却、報告

調査機材の返却、判定結果の報告をします。



(8) 判定例の参考説明

コーディネーターが調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われました。



(9) 終了、解散

約二時間半の模擬訓練が終了。判定士の皆さん大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

◆ 判定結果集計表（平成22年10月20日 判定士-24組）

建築物名称	建 物 ①			建 物 ②			建 物 ③		
想定判定結果	危険（赤）			要注意（黄）			調査済（緑）		
調査時の着目点	・建築物の1階の傾斜 ・壁の被害 ・落下危険物、転倒危険物の有無			・落下危険物、転倒危険物の有無 ・基礎の被害			・落下危険物、転倒危険物の有無		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険
	0組	0組	24組	3組	15組	6組	19組	5組	0組
判定士が貼付した判定標識の主なコメント(要約)	・建物が著しく傾斜しており危険です。 ・窓ガラスの落下の恐れがあります。			・窓ガラス、外壁にひび割れがあるので注意して下さい。			・外観調査のみ実施。		

訓練参加者の感想等

- ☐ 自分の調査したもののコピーを頂いたので参考として取っておけるので、良いと思います。スライドや説明などを聞くことができて勉強になりました。
- ☐ 実際に現場で調査を行い第三者に見てもらうことで、地震時に今の経験を生かして、早急な対応や判断が出来るようになったと思います。
- ☐ 木造以外の構造についても訓練が行えればと思います。



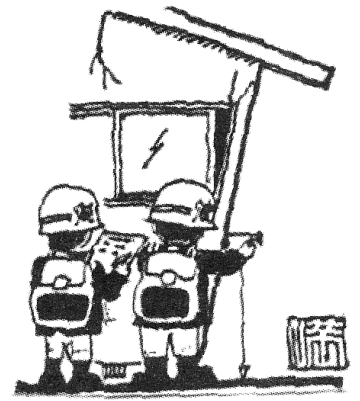
総 評

- 建物①の想定判定結果は「危険（赤）」で、判定結果も全て想定通りでした。
- 建物②の想定判定結果は「要注意（黄）」でした。基礎の被害、外装材の落下などの判断から「危険(赤)」と判断した組が3割ありましたが、概ね想定通りの判定結果となりました。
- 建物③の想定判定結果は「調査済（緑）」でした。基礎の被害などの判断から「要注意(黄)」と判断した組が2割ありましたが、概ね想定通りの判定結果となりました。

平成22年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

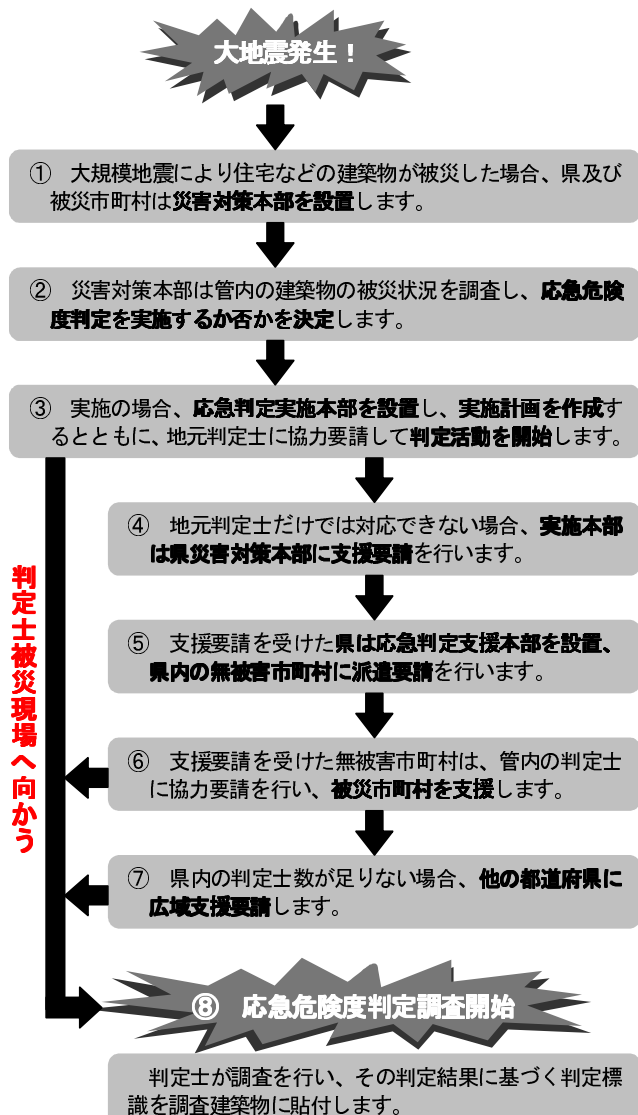


制度編（講習会、訓練、補償等）

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



Q-2 模擬訓練を年1回程度行っていますが、申込方法、日程等いつ発表されるのか。

A-2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。また、協議会のホームページでも模擬訓練の開催予定をお知らせしますのでご覧ください。

Q-3 判定活動時の行動として現地へ行く方法・交通費・宿泊費はどうなるのか。

A-3 自宅から参集場所までは実費ですが、参集場所から現地まで及び宿泊費等は災害対策本部の指示に従います。

Q-4 県外に引越した場合どうすればよいのか。

A-4 転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、都道府県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q-5 判定士になり数年になる。この所、各地で地震があり判定士が出動したと聞いているが、県内の民間判定士を派遣することはないのか。

A-5 判定士の派遣は、左図の判定の流れにあるように、被災地判定支援本部（都道府県災害対策本部）から支援要請がないと判定士を派遣することができません。また、神奈川県では新潟県中越沖地震の時には県及び市町の職員が招集されました。

Q-6 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。

A-6 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、判定手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



Q-1 実際に現地に行って診断できるのか。 A-1 協議会では年1回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。また、参加できない人には判定士だよりやホームページに状況を掲載していますので、参考にしてください。	Q-9 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。 A-9 手帳 P23～P25(P27・P28)を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験を基に適切に回答してください。
Q-2 調査期間中の欠勤などについて、事前に企業・管理者の了解を求めておくべきである。 A-2 企業・職場の協力、理解が不可欠ですので機会をとらえて関係団体を通じて協力要請を行ってまいります。	Q-10 アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。
Q-3 講習内容は不良住宅にも適用なのか。 A-3 判定は地震の二次災害防止であり不良住宅の判定とは異なります。	A-10 昭和 63 年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われますが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。 また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。
Q-4 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。	Q-11 『罹災(りさい)証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。
A-4 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。	A-11 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災(りさい)証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。
Q-5 調査表1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。	Q-12 調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。
A-5 調査表1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。	A-12 応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。同時に、その状況をコメント欄に記載し、落下危険物に近づかないよう周知をお願いします。
Q-6 Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要はあるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。	Q-13 判定活動はW、S、RC造でどの程度の割合になるのか。
A-6 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。	A-13 新潟県中越沖地震での神奈川県の出発判定士の判定活動は、木造が91%、鉄骨造が8%、RC造が1%というような割合でした。判定結果は「調査済」が59%、「要注意」が27%、「危険」が14%でした。
Q-7 調査項目の1、2、3の調査順番を、「1→3→2」としている理由は何か。	Q-14 「周辺地盤」の周辺とは、どの位までのエリアをしめすのか。
A-7 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。	A-14 調査対象建築物の敷地に影響を及ぼす範囲と考えます。手帳 P29(P33)を参照してください。
Q-8 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。 A-8 判定の際のポイントは、お配りした「応急危険度判定手帳」に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。	

県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成22年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

茅ヶ崎市総合防災訓練

実施日：平成22年8月22日（日）

場所：市立松林中学校

訓練内容：市職員（応急危険度判定士）が、避難所の運営等を行う拠点配備職員に対して、施設の安全確認の手法について説明を行いました。あわせて校舎及び体育館を被災建物と想定したうえで、応急危険度判定模擬訓練を行いました。



大磯町応急危険度判定訓練

実施日：平成22年8月22日（日）

場所：大磯町立国府小学校

訓練内容：都市計画課職員（2組、合計6名）が判定表を用いて校舎及び体育館の応急危険度判定を行いました。「調査済」の判定標識を貼り付け、災害対策本部・施設管理者・避難所責任者に報告を行い訓練終了としました。

開成町防災訓練

実施日：平成22年9月5日（日）

場所：町立開成小学校

訓練内容：町職員が応急危険度判定模擬訓練を行い、その後に町民への概要説明を行いました。



小田原市職員防災訓練

実施日：平成22年5月26日（水）

場所：市庁舎及び市内の学校

訓練内容：市職員の応急危険度判定士が市庁舎、校舎（2箇所）を被災建物と想定し、応急危険度判定模擬訓練を実施しました。

コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成22年度は、南関東地震を想定地震とし、開催会場である茅ヶ崎市及び横須賀市を対象地として、具体的な演習を下記のとおり計3回実施しました。

- ①平成22年10月13日（水）：茅ヶ崎市役所（43名参加）
- ②平成22年11月24日（水）：茅ヶ崎市役所（41名参加）
- ③平成23年 1月28日（金）：横須賀市役所（32名参加）



応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。平成22年度も「新規登録者・更新者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者217名、更新者・聴講者552名、合計769名の方が受講いたしました。

平成23年度の講習会の実施については、開催回数が年7回から年5回に変更となります。講習会の開催につきましては、下記のとおり予定しております。

開 催 日	開 催 地	対 象 者
調整中		

更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続は不要です。

認定の有効期限が近づいた判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-4511）にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する**情報の公開**と「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々との**コミュニケーション**を目的にホームページ（HP）を開設しています。また、「**宅地危険度判定**」制度についても紹介しています。

■HPの構成

トップページ

協議会規約

地震のページ

応急危険度判定

宅地危険度判定

協議会で主催する応急危険度判定調査
参集訓練・模擬訓練・講習会のお知らせ
は、このホームページに掲載されます。

応急危険度判定要綱

事業内容

行政担当窓口

トピックス

応急危険度判定・早分かり

過去の応急危険度判定

判定士になりたい方へ

判定士への情報コーナー

応急危険度判定の関係機関

応急危険度判定・質問コーナー

宅地危険度判定・早分かり

行政担当窓口

Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に**直接情報提供**を行っていくとともに、**災害時の協力要請の一つの手段**として活用していく予定です。登録の方法については、**ホームページ**をご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、**神奈川県内在住または在勤**という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「**変更届**」の提出をお願いします。

■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、**都道府県により資格要件が異なる**ことがありますのでご了承ください。

判定士だよりのペーパーレス化(印刷物の送付終了)のお知らせ

協議会では、毎年1回発行する判定士だよりについて、協議会のホームページに掲載するとともに、判定士の皆さんに印刷したものを送付させていただいておりましたが、見直しを行った結果、**前回の判定士だよりの送付を最後に、印刷物としての送付を終了**させていただきました。

なお、判定士だよりの**編集及び協議会ホームページへの掲載は、今後も引き続き行います**ので、ご理解いただきたく、よろしくお願いします。

判定士だより

VOL-18 2011

◆発行日：平成23年3月31日

◆発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
(事務局) 神奈川県県土整備局
建築住宅部建築安全課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL 045-210-1111 (内線6257, 6258)

◆作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会

編集後記

近い将来発生すると言われている駿河湾を震源とする東海地震や神奈川県西部地震は、本県に大きな影響があるとされています。このような地震が発生した場合、皆様には判定士として、建築物の倒壊等による、二次災害から貴重な人命を守る重要な役割を担って頂くことになります。

震災時には判定士の皆様の知識や技能が必要となりますので、講習会や模擬訓練等で能力の向上に努め、判定活動に備えていただきたいと思います。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

(広報分科会主査市：小田原市)